

岩手県景観形成審議会関連の条例抜粋

岩手の景観の創造と保全に関する条例(抜粋)

第4章 岩手県景観形成審議会

(設置)

第25条 県土の良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県景観形成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前項に定めるもののほか、屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号）によりその権限に属させられた事項を調査審議する。
- 3 審議会は、県土の良好な景観の形成並びに屋外広告物条例第2条第2項に規定する広告物及び広告物を掲出する物件に関する重要事項について、必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第26条 審議会は、委員16人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

(1) 市町村長

(2) 屋外広告物条例第2条第2項に規定する屋外広告業を営む者

(3) 学識経験のある者

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第27条 審議会に会長を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会は、知事が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 29 条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

4 前 2 条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第 30 条 審議会の庶務は、県土整備部において処理する。

(会長への委任)

第 31 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

屋外広告物条例(抜粋)

(審議会への諮問)

第 16 条の 2 知事は、次に掲げる場合においては、あらかじめ岩手県景観形成審議会の意見を聴かなければならない。

(1) 第 5 条から第 7 条までの規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは廃止しようとするとき。→(禁止物件等、表示等の許可、適用除外)

(2) 第 5 条第 3 項及び第 6 条第 1 項の規定による許可の基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

(3) 第 5 条第 4 項第 2 号、第 6 条第 3 項第 2 号並びに第 7 条第 1 項第 3 号、第 5 号、第 7 号、及び第 8 号並びに第 2 項第 1 号、第 5 号及び第 6 号に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

(審議会への諮問)

第 16 条の 7 知事は、第 16 条の 3 第 1 項の規定に基づく指定をし、若しくはその指定の解除若しくは変更をしようとするときは、あらかじめ岩手県景観形成審議会の意見を聴かなければならない。